## 資金管理業務規程の変更(新旧対照表)

項目	業務規	程(新)	業務規程(現行)		
第5章 再資源化預託金等の運用等					
	(運用の基本方針)		(運用の基本方針)		
	第14条 資金管理センターは、法979	条第1項に規定する以下の運用方法の	第14条 資金管理センターは、法97条第1項に規定する以下の運用方法の		
	範囲内において、別紙に定める運用の基本方針に基づき、再資源化預託金				
	等を運用する。		等を運用する。		
	7 =				
			(2) 〈略〉		
	(3) 〈略〉				
			(3) <略>		
	別紙「再資源化預託金等の運用の基本方針」		別紙「再資源化預託金等の運用の基本方針」		
	Ⅱ.再資源化預託金等の運用対象資産及び構成		Ⅱ.再資源化預託金等の運用対象資産及び構成		
	1. 運用対象資産の範囲		1. 運用対象資産の範囲		
	○ 使用済自動車の再資源化等に	に関する法律第97条第1項に規定する	○ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第97条第1項に規定する		
	運用方法の限定を前提に、元	本確保の必要性に鑑みて、運用対象	運用方法の限定を前提に、元本確保の必要性に鑑みて、運用対象		
	資産の範囲を以下のとおりとす	<del>-</del> る。	資産の範囲を以下のとおりとする。		
	○ 以下の①~⑤の運用資産につ	いては、途中売却は原則不可とし、満	○ 以下の①~⑤の運用資産については、途中売却は原則不可とし、満		
	期までの保有を原則とする。		期までの保有を原則とする。		
	運用対象資産	条件	運用対象資産	条 件	
	①国債	<略>	①国債	<略>	
	②地方債	<略>	②地方債	<略>	
	③特別の法律により設立された	<略>	③特別の法律により設立された	· <略>	
	法人の発行する債券		法人の発行する債券		
	④特別の法律により銀行、株式		④特別の法律により銀行、農村		
	会社商工組合中央金庫、農	1 <del>                                     </del>	中央金庫、商工組合中央金		
	林中央金庫又は全国を地区	れたものであること。	庫又は全国を地区とする信息	- 1 れんごもひん じめる) にて 。	
	とする信用金庫連合会の発		│ │ │ 用金庫連合会の発行する値	<b>[</b>	

<略>

券(いわゆる金融債)

⑤社債(⑥に該当するいわゆる

ペーパーレスCPを除く)

行する債券(いわゆる金融

⑤社債(⑥に該当するいわゆる

ペーパーレスCPを除く)

<略>

	⑥証券取引法第2条第1項第8 号に掲げる約束手形(いわゆ る約束手形CP)及び社債等 の振替に関する法律第66条 第1号に掲げる短期社債(い わゆるペーパーレスCP)	<略>	⑥証券取引法第2条第1項第8 号に掲げる約束手形(いわゆ る約束手形CP)及び社債等 の振替に関する法律第66条 第1号に掲げる短期社債(い わゆるペーパーレスCP)	<略>
	⑦金融機関への預金(大口定 期預金、譲渡性預金等を含 む)	<略>	⑦金融機関への預金(大口定 期預金、譲渡性預金等を含 む)	<略>
	⑧信託会社又は信託業務を行 う銀行への金銭信託	<略>	8信託会社又は信託業務を行 う銀行への金銭信託	<略>
第7章 再資源化預託金等の取戻し	(再資源化預託金等の取戻し)		(再資源化預託金等の収受)	

第22条 〈略〉

- 書類は、以下のとおりとする。
- (1) <略>
- (2) <略>
- (3) 当該自動車が道路運送車両法第2条第5項に規定する運行の用に供し ないことその他の理由により自動車登録ファイルへの登録又は自動車検 査証の交付を受けることを要しない自動車でない場合においては、同法第 15条の2第2項に規定する輸出抹消仮登録申請書の写し又は同法第16 条第5項若しくは第69条の2第4項に規定する輸出予定届出証明書の写

第22条 <略>

- 2 再資源化預託等の取戻しを申請する者が申請書に添付する必要がある 2 再資源化預託等の取戻しを申請する者が申請書に添付する必要がある 書類は、以下のとおりとする。
  - (1) <略>
  - (3) <略>
  - (3) 当該自動車が道路運送車両法第2条第5項に規定する運行の用に供し ないことその他の理由により自動車登録ファイルへの登録又は自動車検 査証の交付を受けることを要しない自動車でない場合においては、同法第 15条の2第2項に規定する輸出抹消仮登録申請書の写し又は同法第16 条第6項若しくは第69条の2第4項に規定する輸出予定届出証明書の写